

# 地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和2年6月10日)

[件名]

- 1 鳥取県石材加工組合連合会との災害時応援協定の締結について  
(危機管理政策課) … 1
- 2 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について  
(第64報)  
(原子力安全対策課) … 5
- 3 島根原子力発電所内建物の巡視業務の未実施事案等の現地確認結果  
について  
(原子力安全対策課) … 7
- 4 平成30年度消防団設備整備費補助金に係る未払事案について  
(消防防災課) … 8

危 機 管 理 局



# 鳥取県石材加工組合連合会との災害時応援協定の締結について

令和2年6月10日  
危機管理政策課

鳥取県西部地震、鳥取県中部地震においては、文化財石造物や墓石の倒壊などが多く発生し、石工業者の方々に被害状況の調査や修理・修復作業等について協力をいただいたところです。

このたび、鳥取県石材加工組合連合会から災害時の協力についての申し出があり、災害時応急対策業務等の協力に関する協定を締結しました。

## 1 協定の概要

### (1) 協定の名称

災害時における応急対策業務等の協力に関する協定

### (2) 協定の目的

平成28年の鳥取県中部地震の経験や近年、全国的に大きな災害が続いていることを踏まえて、災害により文化財石造物等の倒壊等が発生した場合に、倒壊状況の調査や修理・修復作業等の応急対応を迅速に行うことを目的に協定を締結。

### (3) 主な協定内容

○鳥取県石材加工組合連合会に協力を要請する場合の主な応急対策業務

- ・文化財石造物等の倒壊状況確認、復旧作業等への協力
- ・倒壊した石造物の除去等の応急措置作業の実施
- ・応急措置作業に必要な資機材の提供
- ・災害現場において確認した災害情報（被害情報）の連絡
- ・その他県が必要と認める緊急応急作業

○応急対策業務の実施に要した経費は、基本的には県が負担する。ただし、災害対策基本法に基づいて市町村長が県に行った応援の要求に応じて実施した応急対策業務については、当該市町村が負担するものとする。

## 2 協定締結先

鳥取県石材加工組合連合会

所在地：鳥取県西伯郡伯耆町上細見131番地1

代表者：理事長 井原 睦（いはら むつみ）氏

## 3 協定締結式

### (1) 日時

令和2年5月21日（木）

### (2) 場所

知事公邸

### (3) 相手方の出席者

鳥取県石材加工組合連合会 理事長 井原 睦（いはら むつみ）氏  
副理事長 三谷 秀樹（みたに ひでき）氏  
副理事長 山本 秀人（やまもと ひでと）氏  
副理事長 門脇 弘樹（かどわき ひろき）氏



## 4 応援協定の効果

文化財石造物の状況確認や修復等作業、資機材の提供の協力を迅速に得ることが期待できる。

## 災害時における応急対策業務等の協力に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と鳥取県石材加工組合連合会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策業務等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、鳥取県内において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て、円滑かつ迅速な災害応急対策が実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

### （対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、当該災害が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第23条第1項及び第40条第1項により作成された鳥取県地域防災計画に基づき、鳥取県災害対策本部が設置された場合
- (2) その他前号と同程度の災害で、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

### （応急対策業務の内容）

第3条 この協定により甲が乙に協力を要請する応急対策業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 文化財石造物等の倒壊状況確認及びその修復作業等への協力
- (2) 倒壊した石造物の除去等の応急措置作業
- (3) 応急措置作業に必要な資機材の提供
- (4) 災害現場において確認した災害情報（被害情報）の連絡
- (5) その他甲が必要と認める緊急応急作業

### （協力の要請手続）

第4条 甲は、前条の応急対策業務について、乙の所属会員が所有する資機材及び労力による協力が必要と認めるときは、乙に対して協力要請をするものとし、乙は、可能な限り甲に協力するよう努めるものとする。

- 2 甲は、前項による協力要請をする場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合であって、文書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。
- 3 甲は、協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

### （応急対策業務の実施）

第5条 乙は、甲の協力要請があったときは、乙の所属組合の組合員の中から、応急対策業務を実施する組合員（以下「協力組合員」という。）を決定し、甲に報告する。

(応急対策業務の現場協議)

第6条 甲と乙の協力組合員の両者は、現場にて協議した上で、応急対策業務を実施するものとする。

(安全の確保等)

第7条 甲は、乙の協力組合員に対し、協力の内容に応じて安全の確保に十分配慮するものとする。

(業務活動報告等)

第8条 乙は、応急対策業務を完了した場合は、次の各号に掲げる事項を速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策業務を実施した場所
- (2) 応急対策業務の具体的内容、実施組合員名及び実施期間
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第9条 応急対策業務の実施に要した経費は、甲が負担するものとする。ただし、法第68条第1項の規定により市町村長等の応援の要求に応じて業務を行った場合の費用の負担は、法第92条第1項の規定により、応援の要求を行った市町村が負担するものとする。

- 2 経費の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、法第68条第1項の規定により市町村長等の応援の要求に応じて業務を行った場合の経費の算出方法については、甲及び乙は当該市町村と協議するものとする。

(損害補償)

第10条 この協定に基づいて応急対策業務に従事した者が、その業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条又は災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和40年鳥取県条例第7号）の定めるところによる。

(平常時の準備)

第11条 乙が協力活動を円滑に行うための平常時行う準備の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、この協定に関する緊急連絡先を定め、甲へ報告すること。なお、当該連絡先が変更された場合も同様とする。
- (2) 乙の所属組合及び所属組合の組合員に対する本協定の周知に努めること。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙のいずれからこの協定を更新しない旨の意思表示がなされないときは、有効期間は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、各者協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各者記名の上、各自その1通を保有する。

令和2年5月21日

甲 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事

平井伸治

乙 西伯郡伯耆町上細見131番地1

鳥取県石材加工組合連合会

理事長

井原睦

## 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第64報）

令和2年6月10日

原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機並びに平成28年7月4日に申請が行われた同2号機に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る原子力規制委員会の新規制基準適合性審査会合の状況等は次のとおりです。

### 1 島根原子力発電所2号機に係る審査会合

回数(開催日)	議題	主な説明内容及び審査状況
154回目 (5月18日)	【重大事故対策】	○ これまでの指摘事項に回答。地震や津波、その他の自然現象、人為事象を考慮した重大事故対策に使う可搬型設備の保管場所や使用場所までのアクセスルート（運搬経路）の設定と土石流の影響を受けないこと等を説明した。 ○ アクセスルートの液状化の影響、可搬型設備の保管場所及びアクセスルート周辺にある鉄塔の耐震評価、土石流発生時の可搬型設備への給油方法等について指摘があり、審査は継続。
155回目 (5月26日)	【耐津波設計】	○ 防波壁（高さ15m）の東西両端に接続している地山が基準地震動及び基準津波に対して健全性を有していることを説明した。 ○ 今回の説明（地山の健全性）については審査が終了。耐津波設計に関するその他の論点（防波壁の構造等）については審査が継続。

### 2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査会合

\* 前回の報告（平成28年9月15日）以降の審査会合

回数（開催日）	議題	概要
開催なし		* 直近は平成28年9月13日の1回目

## 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の進捗状況（ゴシック網掛け:審査済）

項目			審査状況	
地震・津波関係	地質	敷地の地質・地質構造	審査済	
		敷地周辺の地質・地質構造	審査済	
	地震	地下構造	審査済	
		震源を特定して策定する地震動	審査済	
		震源を特定せず策定する地震動	審査済	
		基準地震動	審査済	
	津波	地震による津波	審査済	
		地震以外による津波	審査済	
		基準津波	審査済	
	地盤・斜面の安定性			審査中
火山事象			審査中	
プラント	耐震設計		審査中	
	耐津波設計		審査中	
	設計基準事故対策	外部事象	竜巻	審査済
			火山	審査中
			外部火災	審査済
			その他自然現象	審査中
		内部火災	審査中	
		内部溢水	審査済	
		安全施設等	審査中	
	重大事故対策	有効性評価	炉心損傷防止	審査中
			格納容器破損防止	審査中
			燃料プールの燃料破損防止	審査中
			停止時の燃料破損防止	審査中
			事故シーケンスの選定	審査中
			解析コード	審査中
		設備・手順	停止失敗時未臨界確保	審査中
			炉心冷却（高圧冷却、減圧等）	審査中
			最終ヒートシンク	審査中
			格納容器（冷却、過圧破損防止等）	審査中
			水素対策（格納容器、原子炉建屋）	審査中
			使用済燃料プール	審査中
			緊急時対策所	審査中
			その他（監視装置、通信連絡等）	審査中
大規模損壊			未審査	
技術的能力			未審査	

[年度別審査会合数] H25:4回、H26:36回、H27:32回、H28:11回、H29:7回、H30:12回、R1:43回、  
R2:4回

# 島根原子力発電所内建物の巡視業務の未実施事案等の現地確認結果について

令和2年6月10日  
原子力安全対策課

本年2月16日に発生した、島根原子力発電所の放射線管理区域内の巡視業務を協力会社が適切に実施していなかった事案等について、5月13日に原子力規制委員会で保安規定違反（監視）と判定されたことなどを受け、5月26日、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第11条に基づく現地確認を、米子市、境港市と合同で実施しました。

※今回は島根県・松江市の合同立入調査と併せて実施しました。また、5月13日に同じく保安規定違反（監視）と判定された固体廃棄物貯蔵所の巡視業務の不備の現地確認も併せて実施しました。

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（抜粋）

第11条（現地確認）

甲（鳥取県）、乙（米子市）及び丙（境港市）は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁（中国電力）に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができる。

## 1 現地確認結果概要

- (1) 日 時 5月26日（火） 9：30～15：45
- (2) 場 所 島根原子力発電所
- (3) 確 認 者 鳥取県（原子力安全対策課職員）2名、米子市2名、境港市1名
- (4) 対 応 者 中国電力株式会社 山本直樹 島根原子力発電所長ほか
- (5) 確認結果 中国電力からの報告内容について、現地において、書類・記録の確認とともに、関係者への直接聞き取りを行い確認した。

### ①サイトバンカ建物の巡視業務の未実施

- ・巡視業務に関する法令要求、社内文書（保安規定等）、委託業務の選定基準等について確認した。
- ・事案発生時の状況について、当該者の証言、書類・記録等を確認した。また、実際に建物の管理区域内を巡視経路に沿って移動し、巡視範囲や所要時間等を確認した。
- ・巡視を実施しなかった日の放射線量データをチェックし、環境への影響がなかったことを確認した。
- ・中国電力が行った調査結果について聞き取りを行い、直接的な原因の分析結果等を確認した。
- ・分析した原因に対する再発防止対策の取組方針について確認した。

### ②固体廃棄物貯蔵所の巡視業務の不備

- ・巡視業務の根拠規定、方法・頻度等について聞き取りを行い、事案発生の経緯、安全性への影響がないこと等を確認した。
- ・実際に現場で監視カメラの設置箇所、検知範囲、廃棄物の配置状況等を確認した。
- ・事案指摘後、社員による1日1回の巡視を実施するようにしたこと、今後の是正処置（適切な巡視について再検討を行う。）について確認した。

- (6) 申 入 れ 一義的な責任は協力会社にあるが、中国電力の業務管理が適切でなかったこと、過去の不適切事案への反省や原子力安全文化醸成の取組に対する疑念が取り除かれるよう、徹底した根本原因の究明と再発防止対策を講じることなどを申し入れた。

## 2 今後の対応

現地確認の結果は1カ月以内を目途に概要をとりまとめ、公開する。また今後、再発防止対策がまとまった段階で再度現地確認を行う。

[参考] 事案概要

### (1) サイトバンカ建物の巡視業務未実施【保安規定違反（監視）】

業務委託先の協力会社社員が、巡視すべきサイトバンカ建物に実際には入域していないにもかかわらず、巡視したと虚偽報告したもの。（令和2年2月16日発生）

事案発生後の中国電力の調査の結果、記録が現存する2002年度以降の同建物巡視業務において、巡視を実施していない日数が延べ32日間（いずれも土日・休日、巡視員数8人）であることが判明した。

### (2) 固体廃棄物貯蔵所の巡視業務の不備【保安規定違反（監視）】

島根原発の保安規定第13条に「毎日1回以上、原子炉施設を巡視させること」が定められているが、固体廃棄物貯蔵所の内部について、巡視によらず、保安規定で定めた方法と違う中央制御室からの監視カメラによる確認としていることが判明したもの。（監視カメラによる確認は平成13年4月から実施）

平成 30 年度消防団設備整備費補助金に係る未払事案について

令和 2 年 6 月 1 0 日  
消 防 防 災 課

平成 3 0 年度消防団設備整備費補助金に係る未払事案が判明しましたので報告します。

1 概要

- 鳥取市では平成 3 0 年度消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）の交付決定を受け、平成 3 1 年度へ繰越し、救助用資機材（A E D）の整備を進め、令和元年 7 月に実績報告を県に提出した。
- 鳥取市から令和 2 年 5 月 2 5 日に「補助金が支払われてない」旨の連絡があり調べたところ、当課の担当職員が事務処理を怠っており、5 月 2 6 日に令和元年度中の国費による支払いができないことが判明した。
- 当該補助金は県が法定受託事務（補助金等適正化法に基づき委任）として国費支払等の手続きを行っている。（鳥取市への補助金額 7 8 0 千円）

2 経緯

項目	処理の流れ	処理年月日	備考
申請	市→県	H31 年 2 月 26 日	
交付決定	国→県	H31 年 3 月 8 日	
	県→市町村	H31 年 3 月 13 日	
支出負担行為決議書	県消防防災課	処理途中で未完結	交付決定時に処理すべきもの
繰越手続	遅延報告	市町村→県	H31 年 3 月 13 日
		県→国	H31 年 3 月 20 日
	翌年度に渡る債務負担の承認通知書	国→県	H31 年 3 月 20 日
	繰越額確定計算書	国→県	H31 年 3 月 22 日
当該補助金担当者交代	県消防防災課	H31 年 4 月 1 日	人事異動により交代（現担当）
支出負担行為決議書（繰越後）	県消防防災課	処理せず	繰越時（概ね 6 月頃）に起案すべきもの この処理により国から市への補助金支払が担保される
実績報告	市町村→県	R 元年 7 月 5 日	
額の確定	県→消防庁	R2 年 4 月 8 日	実績報告提出後、20 日以内に額の確定をすべきだったもの
	県→市町村	R2 年 4 月 8 日	
支出決定決議書	県消防防災課	処理せず	
鳥取市から未払い連絡	鳥取市→ 県消防防災課	R2 年 5 月 25 日	連絡後事実確認を行った。
未払い判明	県消防防災課	R2 年 5 月 26 日	
他の市町への支払を確認	〃	〃	当該補助金の他市町へは支払済を確認
事案発生報告及び協議	県→消防庁	R2 年 5 月 27 日	
鳥取市へお詫びと説明	県→鳥取市	R2 年 5 月 27 日	県消防防災課長→市鳥取市危機管理課長

3 事案発生の原因

- 事務担当者の国費支払を含めた補助金事務（会計処理）の理解不足及び上席職員の進捗管理不足。

4 対応状況

- 消防庁に対し当県担当者が当該補助金（国費支払）事務処理を怠った件につきお詫びするとともに、鳥取市事業への財源措置を依頼した。
- 鳥取市に対しては、「当該補助金（国費支払）事務について、事務担当者が事務処理を怠っていたことにより 5 月中の国費受入ができなくなったことのお詫びをするとともに、消防庁に対し、鳥取市事業への財源措置の検討を依頼した旨を説明した。

5 再発防止策

- 補助金進捗管理一覧表を作成し交付決定から支払完了までの段階を見える化して課内で共有するとともに、週一回と月一回の進捗会議を実施し業務の進捗状況の把握を徹底する。